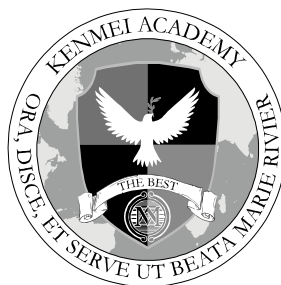


いじめ防止基本方針

賢明学院小学校

他者への愛と思いやりを大切にした心の教育



【はじめに】

いじめは、児童の心と身体の成長に大きな影響を及ぼし、かけがえのない命さえも失いかねない極めて重大な問題であり、決して許されない行為であると考えます。

今いじめは潜在化・陰湿化していることから、発見が難しくなっており、早急な対応による早期の解消が困難になってきている現状があります。現にいま、いじめに苦しんでいる生徒が身近にいるかもしれません。

賢明学院小学校ではキリスト教的教育を行い心の教育の実践に努めます。いじめ事象の未然防止,早期発見,早期対応に努めます。

いじめ事象が起こった場合,学校全体の問題として捉え,対応いたします。

《目次》

第1部 教職員マニュアル

第1章 いじめ防止に関する本校の考え方

第2章 いじめ防止

第3章 早期発見・早期対応

第4章 いじめに対する考え方

第5章 インターネット上のいじめ対応

第2部 組織対応マニュアル

第1章 いじめ問題に取り組む体制の整備

第2章 いじめが起こった場合の組織的な対応の流れ

第1部 教職員マニュアル

第1章 いじめ防止に関する本校の考え方

1 基本理念

いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じることが大切である。そのことが、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない児童生徒の意識を育成することになる。

そのためには、学校として教育活動の全てにおいて生命や人権を大切にする精神を貫くことや、教職員自身が、児童生徒を一人ひとり多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、児童生徒の人格のすこやかな発達を支援するという児童生徒観、指導観に立ち指導を徹底することが重要となる。

本校は、平成25年9月「いじめ防止対策法案」施行に伴い、この法案を尊重し、カトリック精神に基づく生徒指導から、いじめ防止に対する最大限の努力をする。

イエス・キリストは「これらの小さな者を一人でも軽んじないように気をつけなさい。」(マタイ18:10)と教え、一人ひとりの尊さを「迷い出た羊」のたとえ(マタイ18:12-14)を通して語られている。

いじめは、いじめを受けた児童生徒の心身の健全な成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼし、かけがえのない命さえも失いかねない重大な問題であり、決して許されることのない行為であると考えられる。いじめは潜在化・陰湿化の傾向を示し、発見することが難しくなっており、速やかな対応による早期の解消が非常に困難になってきている現状がある。

いじめは、すべての児童生徒に関係する問題であり、いじめ防止等の対策は、全ての児童生徒が安心して学校生活を送れるよう取り組まなければならない。

いじめの事象の原因や背景においては、児童生徒を取り巻く環境に複雑な要因が絡み合っていると考えられるが、その解決にあたっては「いじめは絶対に許されない」「いじめは卑怯な行為である」との認識のもと、いじめられている児童生徒の心情を理解し、本人や保護者の気持ちを十分に理解し、細心の注意を払うことが必要である。聖書が教える「喜ぶ人と共に喜び、泣く人と共に泣きなさい。」(ローマの信徒への手紙12:15)は、教員の生徒に対する基本姿勢である。

そのために、児童生徒と積極的に関わり、教員と児童生徒の信頼関係を構築し、気軽に相談でき

る環境を作り、生徒の細かな変化をいち早くつかめるようにすることです。

本校は児童生徒の健全で有意義な学校生活と児童生徒の指導を迅速に進めるため、本校作成『いじめ防止に関する指導マニュアル』によって、職員会議・管理職会議・学校運営委員会・生徒指導部・奉獻会保護者会等を『いじめ防止等のための組織』として位置づけ、必要に応じて外部専門家のとの意見交換も行う。

全ての児童生徒にとって、学校が安全で安心して遊び、学べる楽しい場所となるよう、学院が一体となった取り組みを推進する。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

【事例】

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする

3 いじめ防止のための組織

- (1) 「いじめ防止及び対策委員会」
- (2) 構成員 学年教員・学年主任・生徒指導部長・教頭・校長
- (3) 役割
 - ア いじめ防止基本方針の策定
 - イ いじめの未然防止
 - ウ いじめの対応
 - エ 教職員の資質向上のための校内研修
 - オ 年間計画の企画と実施
 - カ 年間計画の進捗状況のチェック
 - キ 取り組みの有効性の検証
 - ク 学校いじめ防止基本方針の見直し

4 年間計画

本基本方針に沿って、以下の通り実施する。

	1年	2・3年	4・5・6年	学校全体
4月	保護者への相談窓口周知 児童懇談週間	学校間、学年間の情報交換指導記録の引き継ぎをする。 児童懇談週間	学校間、学年間の情報交換指導記録の引き継ぎをする。 児童懇談週間	いじめの被害者、加害者の関係を確実に引き継ぐ。 定期連絡会議 祈りの集い活用
5・6月	HRにおける取り組み	HRにおける取り組み	HRにおける取り組み	定期連絡会議
7月	いじめに関する調査 懇談週間	いじめに関する調査 懇談週間	いじめに関する調査 懇談週間	定期連絡会議 いじめに関する調査集約
8月				学院夏期研修
9月	いじめに関する調査	いじめに関する調査	いじめに関する調査	定期連絡会議
10月	祈りの集いで「いじめ調査」をもとに指導 宿泊行事	祈りの集いで「いじめ調査」をもとに指導 宿泊行事	祈りの集いで「いじめ調査」をもとに指導 宿泊行事(5年)	定期連絡会議
11月	いじめ撲滅月間	いじめ撲滅月間	いじめ撲滅月間	定期連絡会議
12月	懇談週間	懇談週間	懇談週間	定期連絡会議
1月	人権教育の取り組み	人権教育の取り組み	人権教育の取り組み	定期連絡会議
2月	創立者帰天ミサ いじめに関する調査	創立者帰天ミサ いじめに関する調査	創立者帰天ミサ いじめに関する調査 宿泊行事(6年)	定期連絡会議
3月	1年のまとめ	1年のまとめ	1年のまとめ 卒業に向けて(6年)	定期連絡会議

※ 週1回全校朝礼

※ LHR年間計画などによる学年指導

5 取り組み状況の把握と検証（PDCA）

いじめ対策委員会は、(各学期の終わりに)年3回、開催し、取り組みが計画どおりに進んでいるか、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた学校基本方針や計画の見直しなどを行う。



第2章 いじめ防止

1 基本的な考え方

いじめの未然防止にあたっては、教育・学習の場である学校・学級自体が、人権尊重が浸透し、人権尊重の精神がみなぎっている環境であることが求められる。そのことを基盤として、人権に関する知的理解及び人権感覚を育む学習活動を各教科、道徳教育、特別活動、総合的な学習の時間のそれぞれの特質に応じ、総合的に推進する必要がある。

特に、児童生徒が、他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くための具体的なプログラムを作成する必要がある。そして、その取り組みの中で、当事者同士の信頼ある人間関係作りや人権を尊重した集団として質を高めていくことが必要である。

賢明学院として、学院研修を通して、カトリック精神を根底においた指導についての研鑽を積むことに専念する。定期的に児童アンケートを実施し、また児童への聞き取り、保護者懇談を通じて情報を学年で共有し、児童理解に努める。

2 いじめの防止のための措置

- (1) 平素からいじめについての共通理解を図るため、教職員に対して、研修を重ね、児童生徒においては人権講演会を開催し、啓蒙に努める。
- (2) いじめに向かわない態度・能力を育成するために、自他の存在を認め合い、尊重し合える態度を養うことや、児童生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てることが必要である。そのためには日々カトリック精神を児童生徒たちの心の中に芽生えさせることが重要になる。
- (3) いじめが生まれる背景を踏まえ、指導上の注意としてはLHRを利用しながら生徒の心の内を刺激する面談を実施する。教科会議においても現状報告会を行う。児童生徒一人ひとりが活躍できる集団づくりを進めるために学年を超えた協議会を開催し、意見交換を行う。
ストレスを適切に対処する力を育むために、会等も学校行事に組み入れる。
いじめを助長するような教職員の不適切な認識や言動等の在り方に注意を払うため、管理職による授業見学、公開授業等を実施する。
- (4) 自己有用感や自己肯定感を育む取り組みとして、学校行事の中に各自の居場所づくりを行う。
- (5) 児童生徒が自らいじめについて学び、取り組む方法として、講演会やアSEMBリーを通して、人権について考えさせる。

第3章 早期発見

1 基本的な考え方

いじめの特性として、いじめにあっている児童生徒がいじめを認めることは恥ずかしいと考えたり、いじめの拡大を恐れるあまり訴えることができないことが多い。また、自分の思いをうまく伝えたり、訴えることが難しいなどの状況にある児童生徒が、いじめにあっている場合は、隠匿性が高くなり、いじめが長期化、深刻化することがある。

それゆえ、何気ない言動の中に、心の訴えを感じ取る鋭い感性、隠れているいじめの構図に気づく深い洞察力、よりよい集団にしていこうとする熱い行動力が求められる。

日々の授業、HR、清掃等の時間を通して、児童の様子を見て、声掛けをしながらしっかり観察する。

また、学年担任会、生活指導部会、学年主任会の議題として、学級の、学年の気になる児童についての情報交換を活発に行う。

2 いじめの早期発見のための措置

- (1) 実態把握のための方法として、定期的なアンケートを1学期は5月、3学期は2月に行う。
定期的な教育相談としてはスクールカウンセラーが月4回事前に告知して来校していただいている。日常の監査としては担任の面談を取り入れている。
- (2) 保護者と連携して児童生徒を守るため学期に2~3回参観授業、1回保護者懇談会を実施している。
- (3) 児童生徒、その保護者、教職員が、抵抗なくいじめに関して相談できる体制としてスクールカウンセラーによるカウンセリングを行っている。
- (4) スクールカウンセラーにより、相談体制を広く周知する。教頭により、適切に機能しているかなど、定期的に体制を点検する。
- (5) 教育相談等で得た児童生徒の個人情報については、その対外的な取扱いについて個人情報の保護の観点から厳守することとする。

第4章 いじめに対する考え方

1 基本的な考え方

いじめにあった児童生徒のケアが最も重要であるのは当然であるが、いじめ行為に及んだ児童生徒の原因・背景を把握し指導に当たることが、再発防止に大切なことである。近年の事象を見ると、いじめた生徒自身が深刻な課題を有している場合が多く、相手の痛みを感じたり、行為の悪質さを自覚することが困難な状況にある場合がある。よって、当事者が自分の行為の重大さを認識し、心から悔い、相手に謝罪する気持ちに至るような継続的な指導が必要である。いじめを受けた当事者は、仲間からの励ましや教職員や保護者等の支援、そして何より相手の自己変革する姿に、人間的信頼回復のきっかけをつかむことができる。そのような、事象に関係した児童生徒同士が、豊かな人間関係の再構築をする営みを通じて、事象の教訓化を行い教育課題へと高めることが大切である。

また、いじめ発見・通報を受けた場合速やかに教員⇒学年主任⇒生活指導部長⇒教頭、校長への連絡体制とする。その指導については被害児童を守るだけでなく、加害児童の人格が成長できるように学年を中心として、生活指導部、スクールカウンセラーがかかわることとする。問題行動の指導については関係機関と連絡を取りながら慎重にことを運ぶ。

2 いじめ発見・通報を受けたときの対応

- (1) いじめの疑いがある場合、ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階から的確に関わる。遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めたり、児童や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。その際、いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保するよう配慮する。
- (2) 教職員は一人で抱え込まず、速やかに管理職や学年主任・分掌長等に報告し、いじめの防止等の対策のために情報を共有する。その後は、速やかに関係児童から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。
- (3) 事実確認の結果、いじめが認知された場合、管理職が教育委員会・府民文化部私学・大学課に報告し相談する。
- (4) 被害・加害の保護者への連絡については、家庭訪問等により直接会って、より丁寧に行う。
- (5) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、いじめられている児童を徹底して守り通すという観点から、所轄警察署と相談し、対応方針を検討する場合もある。

3 いじめられた児童又はその保護者への支援

いじめた児童の別室指導や出席停止などにより、いじめられた児童が落ち着いて教育を受けられる環境を確保し、いじめられた児童に寄り添い支える体制をつくる。その際、いじめられた児童にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、対応する。状況に応じて、スクールカウンセラーの協力を得て対応を行う。

4 いじめた児童への指導又はその保護者への助言

- (1) 速やかにいじめを止めさせた上で、いじめたとされる児童からも事実関係の聴取を行う。
いじめに関わったとされる児童からの聴取にあたっては、個別に行うなどの配慮をする。
- (2) 事実関係を聴取した後は、迅速にいじめた児童の保護者と連携し、協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。
- (3) いじめた児童への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。その指導にあたり、学校は、複数の教職員が連携し、必要に応じてスクールカウンセラーの協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

5 いじめが起きた集団への働きかけ

(1) いじめを見ていたり、同調していたりした児童に対しても、自分の問題として捉えさせる。

そのため、まず、いじめに関わった児童に対しては、正確に事実を確認するとともに、いじめを受けた者の立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育てることを通じて、行動の変容につなげる。また、同調していたりはやし立てたりしていた「観衆」、見て見ぬふりをしてきた「傍観者」として行動していた児童に対しても、そうした行為がいじめを受けている児童にとっては、いじめによる苦痛だけでなく、孤独感・孤立感を強める存在であることを理解させるようにする。

「観衆」や「傍観者」の児童は、いつ自分が被害を受けるかもしれないという不安を持っていることが考えられることから、すべての教職員が「いじめは絶対に許さない」「いじめを見聞きしたら、必ず先生に知らせることがいじめをなくすことにつながる」ということを児童に徹底して伝え、指導する。

(2) いじめが認知された際、被害・加害の児童たちだけの問題とせず、学校の課題として解決を図る。全ての児童が、互いを尊重し、認め合う集団づくりを進めるため、担任が中心となって児童一人ひとりの大切さを自覚して学級経営するとともに、すべての教職員が支援し、児童が他者と関わる中で、自らのよさを発揮しながら学校生活を安心してすごせるよう努める。

そのため、認知されたいじめ事象について地域や家庭等の背景を理解し、学校における人権教育の課題とつなげることにより教訓化するとともに、いじめに関わった児童の指導を通して、その背景や課題を分析し、これまでの児童への対応のあり方を見直す。その上で、人権尊重の観点に立ち、授業や学級活動を活用し、児童のエンパワメントを図る。その際、スクールカウンセラーとも連携する。

体育祭や学習発表会、校外学習等は児童が人間関係づくりを学ぶ絶好の機会ととらえ、児童が、意見が異なる他者とも良好な人間関係を作っていくことができるよう適切に支援する。

第5章 ネット上のいじめへの対応

1 ネット上の不適切な書き込み等があった場合、まず学校として、問題の箇所を確認し、その箇所を印刷・保存するとともに、対応を協議し、関係児童からの聞き取り等の調査、児童が被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる。

- 2 書き込みへの対応については、削除要請等、被害にあった児童の意向を尊重するとともに、当該児童・保護者の精神的ケアに努める。また、書き込みの削除や書き込んだ者への対応については、必要に応じて、大阪法務局人権擁護部や所轄警察署等、外部機関と連携して対応する。
- 3 また、情報モラル教育を進めるため、教科「情報」において、「情報の受け手」として必要な基本的技能の学習や「情報の発信者」として必要な知識・能力を学習する機会を設ける。

その他の留意事項

1 指導記録の適切な保管と活用

いじめ問題に関する指導記録を保存し、適切に引き継いだり情報提供したりできるようにする学年担任会、児童指導部会、人権教育担当者会議、補導委員会、ケース会議等がこれにあたる。

2 校内研修の充実

年1回以上の校内人権研修を行う。管理職と相談のうえ、人権教育主担が企画・運営を行う。

3 学校評価と教員評価

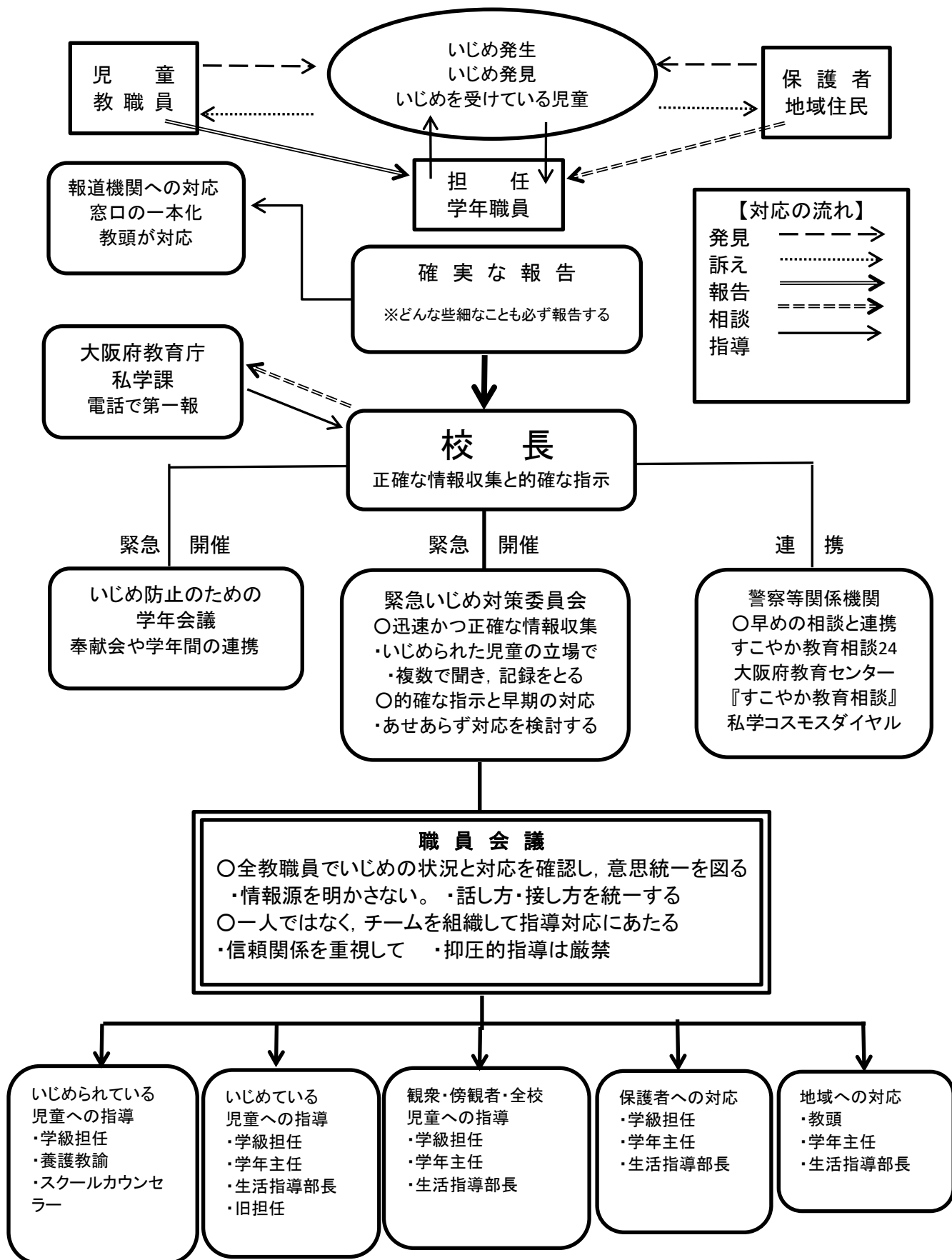
学校評価や教員評価においては、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、適切に評価する。

4 地域や家庭との連携について

学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築する。

第2章 いじめが起こった場合の組織的な対応の流れ

※ 校長を中心とした指導体制の下で、全教職員が指導にあたる。



※ いじめの重大事象と判断した場合は「事故報告」で大阪府教育庁私学課へ報告する。